東京医師歯科医師協同組合の相談窓口

専門資格を持つ医歯協職員が対応します

3つのお約束

- 約束1　営業活動は行いません
- 約束2　秘密厳守
- 約束3　ご相談は何度でも無料

社会保険労務士
企画部　山下 慎介

医歯協にて労働保険関連の実務を3年以上担当しています。手続きや制度について分かりやすくご説明いたします。

ご相談方法　お気軽にお電話ください。　0120-008-149　ガイダンス後、企画部4 を選択して下さい

労働保険事務委託に関するお問合せ

東京医師歯科医師協同組合　企画部宛

FAX 03-3256-2100

いずれかご希望の連絡方法に丸をつけてください。

訪問説明　電話説明　詳細な資料を郵送

＊下記「個人情報のお取扱いについて」を確認・同意の上、申し込みます。

事業主様お名前	フリガナ
クリニックご住所	〒　　—
クリニック名称	
ご連絡先	—　　—
ご希望の時間帯	※平日 10 ～ 16 時の間をご指定ください 月　　日　　時

＜個人情報のお取扱いについて＞

1．事業者の名称、住所、代表者氏名
東京医師歯科医師協同組合　理事長　平山洋二
東京都千代田区神田相生町１番地秋葉原センタープレイスビル16階

2．利用目的等
当組合（個人情報保護管理者　事務局長　03-3256-2101）はご記入いただいた個人情報を労働保険事務組合に関する資料送付や訪問・電話説明のために利用します。これらの項目は本件に必要な情報であり、ご提供いただけない場合には、本件手続を行えない可能性がございます。ご記入いただいた個人情報はあらかじめ同意いただいている場合および法令で認められている場合を除き、第三者に提供、または取り扱いを外部委託することはありません。以上にご同意のうえ、ご記入ご提出ください。

3．固有個人データの取扱に関する苦情の申出先
開示・訂正等のご請求を希望される場合は総務部（03-3256-2105）までご連絡ください。

4．認定個人情報保護団体について
当組合は以下の認定個人情報保護団体の対象事業者です。同協会に対象事業者における個人情報の取扱に関する苦情を申し出ることができます。
名称：一般財団法人日本情報経済社会推進協会
苦情解決の申出先：個人情報保護苦情相談室（東京都港区六本木 1-9-9六本木ファーストビル内　TEL03-5860-7565/0120-700-779）

5．委託・第三者提供
発送委託、第三者提供はありません。

お問合わせは

東京医師歯科医師協同組合
企画部　労働保険事務担当

TEL　0120-008-149　ガイダンス後、企画部4 を選択して下さい
WEB　https://www.ishikyo.or.jp/management_support/rouho/
MAIL　roudou-hoken@ishikyo.or.jp

労働保険事務組合のご紹介

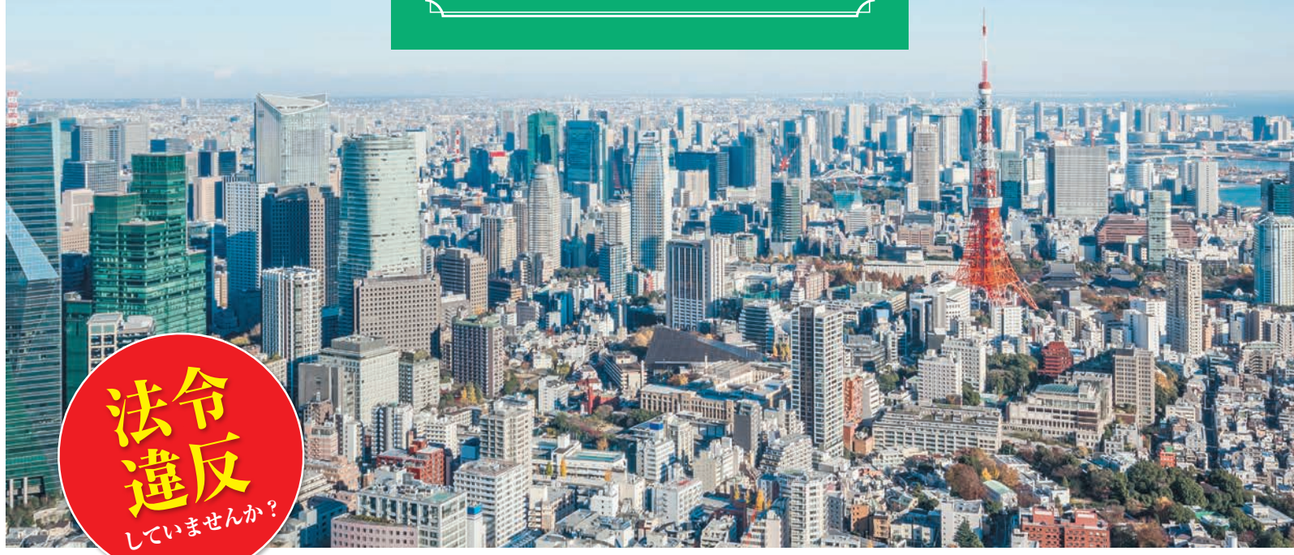

法令違反していませんか？

従業員の労働保険は加入必須！
加入手続きを怠ることは法令違反です！

労働保険とは…

政府管掌の労働者向け保険制度である「労災保険」と「雇用保険」を総称した保険制度。

労災保険
全従業員（パート等を含む）が対象

＋

雇用保険
下記２点を満たす従業員（パート等を含む）が対象
① １週間の所定労働時間が 20 時間以上
② 31 日以上の雇用見込みがある

厚生労働省認可労働保険事務組合　東京医師歯科医師協同組合

労働保険の手続きに苦労していませんか？　労働保険事務組合に委託するメリットのご紹介

メリット1　入退職の手続きを代行！

入退職の手続きが面倒

▶ 労働保険事務組合に委託 ▶

事務代行

従業員の入職、退職時に発生する雇用保険の手続き。日々の診療の中で、ついつい後回しになりがちです。労働保険事務組合への委託で、面倒な従業員の入退職の手続きを代行します。

メリット2　院長先生も労災に加入可能！

院長も労災に加入できるの？

▶ 労働保険事務組合に委託 ▶

特別加入

加入可能

院長

労災保険は労働者の方が対象の保険のため院長先生は通常、加入できません。
しかしながら、労働保険事務組合へ委託することで「特別加入」という制度を利用して加入することができます。

メリット3　労働保険料の申告手続きを代行！

保険料の申告はこれで正しいの？

▶ 労働保険事務組合に委託 ▶

保険料申告

手続き代行

毎年の労働保険料の申告手続き。この手続きは複雑で、誤った保険料を申告・納付しているケースもあります。労働保険事務組合への委託で、適切に労働保険料を計算し、申告・納付できます。

メリット4　打刻機器の設置費用を全額補助！

従業員の勤怠管理が大変

▶ 労働保険事務組合に委託 ▶

時間管理

無料導入

従業員の出退社時間の管理は、客観的に把握する義務があります。
労働保険事務組合への委託特典で最新のクラウド型タイムレコーダーを1台無料で導入できます。

メリット5　人事労務の相談窓口があります！

労災保険について詳しく聞きたい

▶ 労働保険事務組合に委託 ▶

相談窓口

医院の人事労務の悩みや疑問を相談できる窓口があります。
ご相談は何度でも無料で、専門資格を持つ医歯協職員が対応します。

メリット6　割安な手数料！

手数料について詳しく知りたい

▶ 労働保険事務組合に委託 ▶

手数料

入会金	従業員数	手数料（年額）
無料	1名	20,000円
	2名	30,500円
	3～5名	36,500円
	6～10名	61,000円
	11～15名	97,500円
	16名	110,000円
	以降1名増加ごとに	12,000円ずつ追加

・労災保険のみ委託の場合は、上記の半額が手数料となります。
・労災保険加入人数と雇用保険加入人数が異なる場合は、下記A,Bのいずれか大きい方の金額が手数料となります。
　A. 労災加入人数で上表にて該当する金額の２分の１
　B. 雇用保険加入人数で上表にて該当する金額

当組合では、労働保険加入者数に応じて年間手数料が決まります。
期中の追加料金は一切ありません。

労働保険事務組合への委託のお手続きの流れ

STEP 1
FAXやWEBから資料請求またはご説明の日程をご連絡ください。

STEP 2
当組合より資料を送付いたします。

STEP 3
ご希望の日時に電話または訪問にて制度説明や利用開始日のご相談をいたします。

STEP 4
委託開始日以降に当組合から労働局や管轄職業安定所へ届け出をいたします。

ご注意事項

①労働保険事務組合への委託に際して、事前の説明が必須となっています。訪問またはお電話にてご説明いたしますので、日程の調整をお願いいたします。

②労働保険事務代行のスポットでのご依頼を承ることができません。必ず年度単位でのご契約をお願いしています。事情により年度途中でのご解約も可能ですが、その場合でも受け取った委託手数料は返金致しません。